

2021年11月22日
一般財団法人日本規格協会

JIS 見直しの審議について

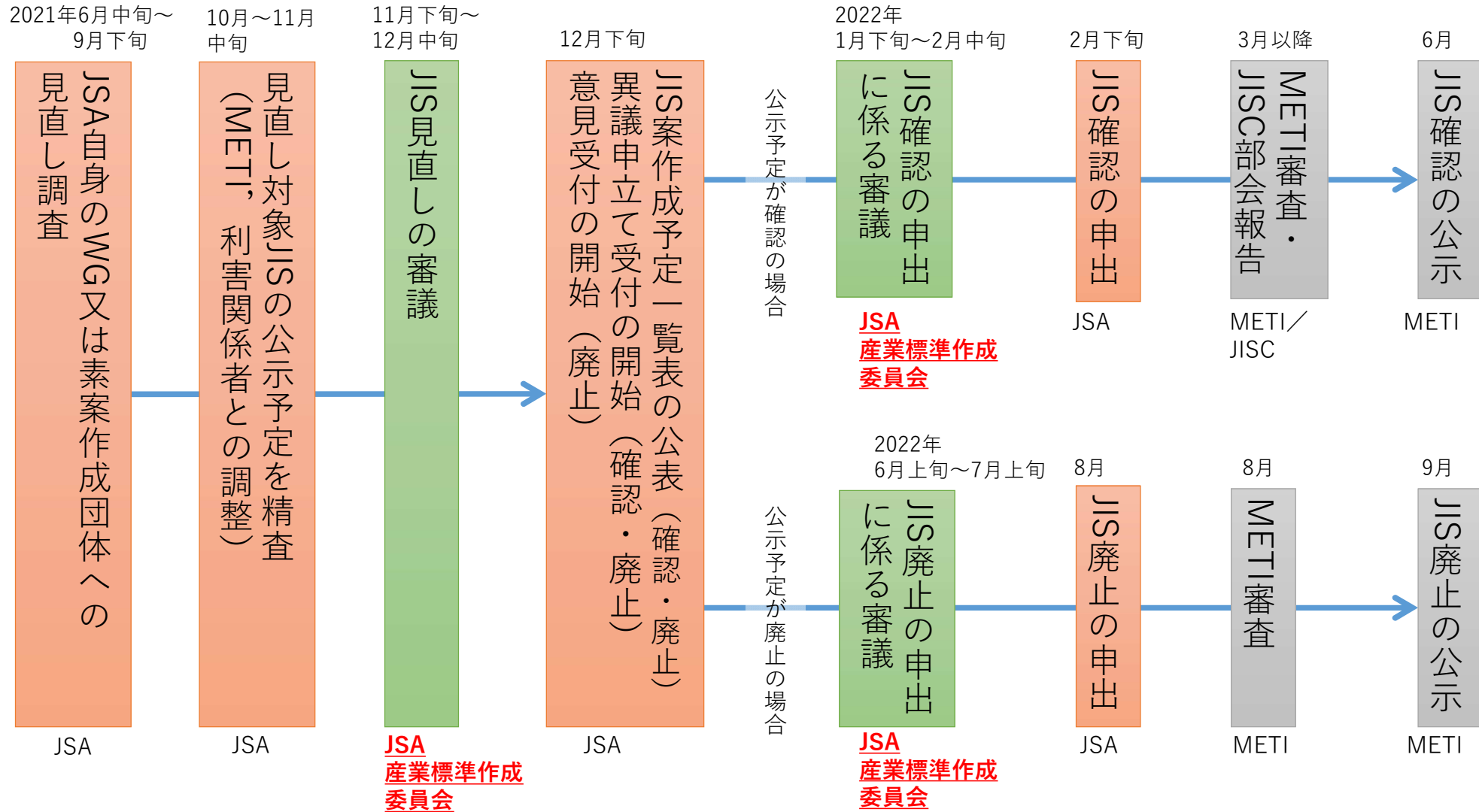
日本産業規格（以下、JIS という。）は、産業標準化法に基づき、JIS を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも5年を経過するまでに見直す必要があります。多数のJISがあることから効率的な運用のために、毎年度一括してJIS 見直しを行うこととしております。JIS の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添1をご参照ください。今回のご審議は、別添1の“JIS 見直しの審議”に該当します。

2022年度に見直し期限を迎えるJIS について、当会にて関係各方面の意見を十分に調査し、別添2のとおり2022年度中に改正、確認又は廃止とするかの案を作成いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいたJIS 見直しのうち、公示予定が「確認」、及び公示予定が「廃止」、かつ、これから廃止に着手するJIS については、その内容を利害関係者に公表するためにJIS 作成予定一覧表としてJSA ホームページに掲載いたします。

JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。
 その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。
 その後、産業標準作成委員会にお諮りします。
- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
 - ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
整合すべき（参照している）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
整合すべき（参照している）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、
主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

2022年度に見直し期限を迎えるJISの見直し(案)(適合性評価分野)

別添2

規格番号	規格名称	公示予定 (確認、改正、廃止又は “未入力”)	左記理由	対応国際規格との整合	備考	素案作成団体
Q0031	標準物質—認証書、ラベル及び附属文書の内容	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q17020	適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q17021-2	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第2部:環境マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q17021-3	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第3部:品質マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q17024	適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q17034	標準物質生産者の能力に関する一般要求事項	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q17065	適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q27006	情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項	確認	対応国際規格の改訂が予定されており、その動向を踏まえて検討する必要があるため。	1: IDT		一般財団法人日本情報経済社会推進協会

【JIS書誌情報】

規格番号及び 西暦年	最新 公示		主務 大臣	専門 委員会	参照文書 (JSA調査結果)		
	種類	年月日			対応 国際 規格	引用 JIS	引用 国際 規格
JIS Q 0031:2018	改正	2018/3/20	経産		◎	×	-
JIS Q 17020:2012	確認	2017/10/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	◎	-
JIS Q 17021-2:2018	改正	2018/3/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	◎	-
JIS Q 17021-3:2018	改正	2018/3/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	◎	-
JIS Q 17024:2012	確認	2017/10/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	◎	-
JIS Q 17034:2018	制定	2018/3/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	×	-
JIS Q 17065:2012	確認	2017/10/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	×	-
JIS Q 27006:2018	改正	2018/3/20	経産	情報技術	×	×	-

参照文書の記号の説明：
 ◎ 当該JIS発効時の参照文書のすべてが、改廃されずに、継続している。
 × 当該JIS発効時以降、参照文書の一部及び/又は全てが、改正及び/又は廃止されている（現状が不明なものも含む）。

対応国際規格	対応国際規格の 同等性	制定年月日	最新改正日
ISO Guide 31:2015	IDT	1997/03/20	2018/03/20
ISO/IEC 17020:2012	IDT	2000/06/20	2012/06/20
ISO/IEC 17021-2:2016	IDT	2014/01/20	2018/03/20
ISO/IEC 17021-3:2017	IDT	2014/01/20	2018/03/20
ISO/IEC 17024:2012	IDT	2004/03/20	2012/12/20
ISO 17034:2016	IDT	2018/03/20	
ISO/IEC 17065:2012	IDT	2012/12/20	
ISO/IEC 27006:2015	IDT	2008/09/20	2018/03/20